

～信州カラマツの故郷～佐久森林認証協議会

1 森林管理の理念と基本方針

佐久 SGEC の森林



1. 1 ~信州カラマツの故郷~ 佐久森林認証協議会の基本理念

歴史・文化・自然を守り育む森林、その資源を活用する林業活動と地域住民の環境活動を通じ、信州佐久地域の発展に寄与する、

「~信州カラマツの故郷~ 佐久 SGEC の森林」^{もり}

を恒久的に維持する。

1. 2 ~信州カラマツの故郷~ 佐久森林認証協議会の森林管理基本方針

SGEC 森林管理の下記の基準に則り、佐久地域の持続可能な森林管理のため、基本方針を定める。

SGEC 持続可能な森林管理基準

- 0 認証対象森林と管理責任者・管理方針の確定
- 1 森林資源の維持又は適切な増進と地球温暖化防止(グローバルカーボンリサイクル)への貢献
- 2 森林生態系の健全性の活力の維持
- 3 森林生産機能の維持・増進(木材及び非木質材)
- 4 森林生態系における生物多様性の維持、保全及びその適切な増進
- 5 森林管理における保全機能の維持又は適切な増進(特に土壌と水)
- 6 森林の社会・経済的機能の維持及びその適切な増進
- 7 モニタリングによるパフォーマンス評価と改善

【基本方針】

- 恒久的な森林として守り・育て、地域の環境保全、地域の安全・安心に資する。
- 地域の森林・林業の模範となる森林管理により、林業再生、地域振興に資する。
- 郷土樹種であるカラマツを中心とした地域資源の循環利用に資する。
- 地域の教育・環境学習・憩いの場として、地域住民の文化・保健休養に資する。
- 地域の持続可能な発展に資する。

1. 3 ~信州カラマツの故郷~ 佐久森林認証協議会の森林管理指針

～信州カラマツの故郷～ 佐久森林認証協議会は、「佐久森林認証協議会 SGEC 森林管理指針」を定め、地域住民はじめ、県内外の皆様に広く周知します。

～信州カラマツの故郷～ 佐久森林認証協議会 SGEC 森林管理指針

0 認証対象森林と管理責任者・管理方針の確定

- ① 当協議会は、認証森林の管理を行う法的権利と能力を有するなどその管理者としての適格性を備え、当該森林の管理計画を策定し、その経営と実行及び改善に係る方針を備えます。
- ② 対象森林の所在場所別の面積並びに人工林・天然林別面積、樹種又は林相、林齡及び立木材積が明らかな森林簿等を常備します。
- ③ 対象森林の位置を、現地及び図面上で明瞭にします。
- ④ 「緑の循環」に関する目標と管理の方針が明示された本規格に基づく森林管理計画が、5年を1期（5年毎に樹立する10年計画を含む。）とする計画として樹立し、森林管理が長期にわたって遵守します。
- ⑤ 森林管理計画に基づく森林管理を実行することが可能な経営と管理体制を保持します。

1 森林資源の維持又は適切な増進と地球温暖化防止（グローバルカーボンサイクル）への貢献

- ① 緑の循環資源として、非木質林産物を含む認証林産物を多様な用途に有効活用し、地元住民や利害関係者等との連携を図り地域経済の振興に努めます。
- ② 対象森林の管理・整備・利用が地球温暖化防止の二酸化炭素吸収源として、気候変動の緩和と適応に貢献できるよう努めます。
- ③ 生態系からの恩恵として得られる食料・水・木材・繊維などの供給サービス、気候・洪水・疾病・水質を左右する調整サービス、レクリエーション・やすらぎなど精神に及ぼす文化的サービス、土壤の生成・光合成・栄養の循環などを助長する基盤サービス、これらの機能維持が必要な森林については、適切な管理を行います。
- ④ 文化的・歴史的に重要な遺跡や資源、社会的に価値の高い森林は保護します。
- ⑤ 森林レクレーション等市民が自然に触れ合う機会・場所の提供に努めるとともに、入山者に対する環境教育及び安全などへの指導や対策に努めます。
- ⑥ 森林管理計画の策定に当たっては、森林整備計画で定める木材等生産機能維持増進森林及び公益的機能別施業森林の整備に関する事項を十分勘案し、関連する施策、助成制度の活用に努めます。

2 森林生態系の健全性と活力の維持

- ① 森林資源調査等に基づいた管理計画の策定と実行及びモニタリング結果に基づき、経済的、社会的、生態的影響を適切に評価し、森林管理の持続的な改善のサイクルを形成するとともに、これを適切に実行する体制を整備します。
- ② 伐採量は森林管理計画等で定める計画量の範囲内とします。大面積皆伐は避け、森林立地に即した伐区の形状及び、面積規模としその分散を図るとともに、必要な箇所では非皆伐施業とします。
また、非木材を含む林産物資源の収穫は持続性を確保します。
- ③ 伐採後は関係法令に基づき確実に更新します。伐採跡地の人工造林は、施業の履歴を踏まえ適地適木の原則を守ります。

- ④ 天然林（萌芽更新により育成された森林を含む）についても地域の特性を考慮し、的確な更新施業を行います。
- ⑤ 期間内における保育計画を明らかとし、現地の実態に応じた施業を適切に行います。
- ⑥ 目標林型への誘導に必要な間伐等を適切に計画し、間伐を的確に実行します。
- ⑦ 森林の病虫獣害に対する適切な防除・対策を図り、農薬など化学物質の使用は法令を遵守し、かつ必要最小限の使途に留め、人の健康や環境への悪影響がないように努めます。
- ⑧ 山火事、気象災害に対する適切な予防と被害への総合的災害リスク管理方策を策定します。

3 森林生産機能の維持及び促進（木材及び非木質材）

- ① 木材・非木質林産物と生態系サービスを生み出す森林生産機能を持続可能なベースで維持し、森林資源の循環利用を促進します。
- ② 林産物やサービス機能のすべてに係る新規市場や経済活動は、その可能性を考慮し、健全な経済的成果を追求します。
- ③ 森林の管理、収穫及び更新施業の実践は、土壤や保残立木、樹木などの損傷を避け、その場所の森林生態系の生産能力を減少させない時期や方法で実践します。
- ④ SGEC/PEFC認証取得者や行政機関と連携し、森林産物の生産、流通加工と消費、廃棄の循環に配慮した国産材・地域材の活用を推進し、収穫された林産物の最適利用に努めます。
- ⑤ 森林管理に当たっては、環境への悪影響を最小限に抑え、生産品やサービスの効率的な提供を確実にするため、道路、搬出路、橋などインフラを適切に計画し、維持します。

4 森林生態系における生物多様性の維持、保全及びその適切な増進

- ① 生物多様性の長期的な保全は経済的、社会的便益に資することを踏まえ、その保全に関するランドスケープレベルの管理方針と主要な森林タイプについての林分レベルの管理方針を定めます。
- ② 対象森林内で生物多様性の確保に重要な構成要素（天然林、里山林、草地、湿地、沼、農地など）を地図上で明らかにし、それらの保護・保全に関する管理方針を定めます。
- ③ 絶滅危惧Ⅰ類、絶滅危惧Ⅱ類、準絶滅危惧種に属する種及びその生息地の保護・保全を図ります。
- ④ 下層植生を含め自然植生・野生動植物の保護・保全に努めます。

5 森林管理における保全機能の維持又は適切な増進（特に土壤と水）

- ① 土壤及び水資源の保全に与える影響や災害リスクを事前に把握し、管理計画や実施過程における悪影響を最小化するよう努めます。
- ② 伐採に当たっては、風が強く当たる尾根筋、水系及び道路沿いには適切な保護樹帯を設け、林縁木の保全と健全性の維持に努めます。
- ③ 森林の伐採集運材に当たっては、近隣の水資源や土石流防止機能などへの影響を考慮し、地表面の保護が図られるよう慎重に実施します。
- ④ 林業機械に用いる燃料、オイルその他汚染物質及び農薬など化学物質が水系に流出しないよう注意を払い、人の健康や陸域生態系のみならず、内陸淡水生態系及び海洋生態系とそのサービスの保全に努めます。
- ⑤ 林内路網の開設に当たっては、水土保全に細心の注意を払います。

6 森林の社会・経済的機能の維持及びその適切な増進

- ① 日本の全ての法律及び日本が批准等をした全ての国際条約等（国際連合宣言、国際慣習法を含む。）を遵守します。但し、同条約等のうち日本において批准・賛成がなされていない条約等については、尊重し、具体的に該当する分野について関連する慣習法を含む日本国内法を適用して遵守します。
- ② 地域社会の法的あるいは慣習的・伝統的な財産・資源などの利用権については国際条約等及び慣習法を含む日本国内法等を適用して尊重し、機会や成果の不平等を是正します。

- ③ 森林管理計画の実行に当たり、職員や委託・請け負わせ先に対して生物多様性と労働安全等に関して適切な訓練と指導を行います。
- ④ 職員や委託・請け負わせ先に対して、森林管理認証規格の要求事項を遵守し、職務能力向上研修や社会保障制度の加入など必要な雇用改善を実施し、その状況を把握します。
- ⑤ 職員や委託・請け負わせ先に対して、労働安全に関して必要な訓練と指導を行い、安全な労働環境を整えます。

7 モニタリングによるパフォーマンス評価と改善

- ① 森林管理計画の実行状況と管理組織のパフォーマンスを評価するためのモニタリングを、定期的に実施します。モニタリングの結果は、森林管理計画の実行及び改訂と管理組織の運営に反映するよう、必要に応じて見直しを行います。
- ② 森林管理計画とモニタリング結果は、情報の機密性等を考慮しつつ、その概要については一般公開を原則とします。
- ③ 対象森林に関する記録を極力残すとともに、施業を行った場合は作業種別、年度別、所在場所別に施業記録を残すよう努めます。
- ④ 長野県等が実施する全体の多様性を推測する指標生物群のモニタリングを行う場合は、その調査に対する協力体制を整えます。

8 森林管理基準の確保

- ① 森林管理計画等の実行に当たり整備を委託する場合は、委託先（施業実施者）に対して、SGEC 認証基準・指標・ガイドライン、モニタリング仕様等を特記仕様書等に示し、認証規格、生物多様性及び労働安全の確保に努めます。